

(様式1)

要望等に対する回答について

要望年月日：令和7年11月10日

要望団体名：岩泉町、岩泉町議会、大川地区道路整備促進期成同盟会、安家地区道路整備促進期成同盟会、県道宮古岩泉線・同有芸田老線及び町道等整備期成同盟会

※「県政への反映区分」については、別紙のとおり。

要望項目	取組状況等	県政への反映区分*
1 一般国道340号の整備促進について	<p>一般国道340号落合～宮古市和井内間は、幅員狭小で急カーブや急勾配が連続している区間があることから、整備が必要と認識しています。</p> <p>このため、岩泉側については、令和4年度に「浅内工区」として事業化し、令和7年度は用地取得・物件補償を進めるとともに、JR岩泉線跡のレール撤去等を実施します。</p> <p>また、宮古側については、令和2年度に「和井内～押角工区」として事業化し、令和7年度は道路改良工事を進めています。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めています。(A)</p> <p>その他の未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>待避所の整備については、緊急性や必要性、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>舗装の修繕については、路面状況の調査結果等を踏まえて、ひび割れが進行しているなど緊急性の高い箇所を優先して工事を実施しています。今後とも、舗装の劣化状況や公共事業予算の動向等を踏まえて、修繕に努めています。(B)</p>	A : 1 B : 1 C : 2

要望項目	取組状況等	県政への反映区分*
2 一般県道大川松草線の整備促進について	<p>一般県道大川松草線の大渡地区から唐地公民館までの区間のうち、平成22年度に事業化した「本町～大広工区」については、計画延長1,300mのうち約840mが供用済みです。</p> <p>残る約460mについては、令和7年度は引き続き道路改良工事を進めており、今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めています。(A)</p> <p>その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>待避所の整備については、緊急性や必要性、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>舗装の修繕については、路面状況の調査結果等を踏まえて、ひび割れが進行しているなど緊急性の高い箇所を優先して工事を実施しています。今後とも、舗装の劣化状況や公共事業予算の動向等を踏まえて、修繕に努めています。(B)</p>	<p>A : 1 B : 1 C : 2</p>
3 一般県道普代小屋瀬線及び一般県道安家玉川線の整備促進について	<p>一般県道普代小屋瀬線の道路の嵩上げについては、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>松ヶ沢から燃壁付近については、平成25年度に「松林～坂本」工区として事業化し、令和6年度までに全11か所のうち3か所が完成したところであり、引き続き整備推進に努めています。(A)</p> <p>旧安家小学校から川口付近及び一般県道安家玉川線の年々口橋から茂井付近については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C : 2)</p>	<p>A : 1 C : 3</p>
4 主要地方道宮古岩泉線及び一般県道有芸田老線の整備促進について	<p>主要地方道宮古岩泉線の岩瀬張橋付近から松の木橋の区間については、令和7年度に「猿沢工区」として事業化し、道路詳細設計等を進めています。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めています。(A)</p> <p>有芸支所付近から栃の木地区を経て皆の川地区までの区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>一般県道有芸田老線の栃の木地区から肘葛地区の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>A : 1 C : 2</p>

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの</p> <p>(例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</p> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類